京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和８年１１月１１日京都市条例第 １８号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

本市が徴収する道路の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

１　占用料の額の改定

占用物件			単位	占用料			
				改正前		改正後	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		1本につき1年	円 4,600	円 450	円 4,800	円 440
	電話柱及びその支柱類			2,600	260	2,800	260
	その他の柱類			260	26	280	26
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	26	3	28	3
		地下電線その他地下に設けるもの		16	2	17	2
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,600	260	2,700	250
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	160	1,700	150
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	5,300	530	5,600	510
	郵便差出箱及び信書便差出箱			2,200	220	2,300	210
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	24,000	2,100	28,000	2,100
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	管路	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	11	120	11
		外径が 0.07 メートル以上0.1メートル未満のもの		160	16	170	15
		外径が0.1メートル以上 0.15 メートル未満のもの		240	24	250	23
		外径が 0.15 メートル以上0.2メートル未満のもの		320	32	330	31
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		480	47	500	46

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		640	60	670	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	110	1,200	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	160	1,700	150
		外径が1メートル以上のもの		2,500	250	2,700	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	160	1,700	150
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	導線その他の線類 地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	16	2	17	2
		導線その他の線類 その他のもの		50	5	60	5
		標示柱その他の柱類	1本につき1年	4,200	420	4,400	410
		その他のもの 上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,600	260	2,800	260
		その他のもの 地下に設けるもの		1,600	160	1,700	150
	その他のもの			5,300	530	5,600	510
アーケード			占用面積1平方メートルにつき1年	490	50	510	50
日よけ類				2,400	260	2,500	250
上空又は地下に設ける通路			占用面積1平方メートルにつき1年	12,000	1,100	14,000	1,000
浄化槽その他これに類する施設				5,300	530	5,600	510
露店、商品置場その他これらに類する施設			占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
看板（アーチであるものを除く。）			表示面積1平方メートルにつき1年	9,300	1,200	9,800	1,200
標識			1本につき1年	4,200	420	4,400	410
旗ざお			1本につき1月	2,400	210	2,800	210
幕（工事用施設であるものを除く。）			その面積1平方メートルにつき1月	2,400	210	2,800	210

アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	24,000	2,100	28,000	2,100
	その他のもの		12,000	1,100	14,000	1,000
ぼんぼり	外径が1.5メートル未満のもの	1本につき1月	4,200	380	4,900	370
	外径が1.5メートル以上のもの		7,500	670	8,700	650
添加広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	24,000	2,100	28,000	2,100
太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	2,400	210	2,800	210
仮設建築物及び一時収容施設		占用面積1平方メートルにつき1月	530	50	560	50

この条例は令和９年４月１日から施行することとしました。